

会員企業の人材育成に取り組む事業主団体の皆様へ

生産性向上支援訓練を 実施する事業主団体の 認定基準を見直します

山形職業能力開発促進センター内に設置された「生産性向上人材育成支援センター」では、会員企業の生産性向上に取り組む事業主団体を事業取組団体として認定し、認定を受けた事業主団体と連携して、当該団体の会員企業に対して『生産性向上支援訓練』を実施しております。

この度、より多くの事業主団体の皆様に、会員企業に対する生産性向上支援訓練の実施に取り組んでいただくため、事業取組団体の認定基準の見直しを行いましたので、ぜひこの機会に申請をご検討ください。

認定基準見直しのポイント (平成29年11月1日から適用)

申請可能な事業主団体を拡大します。

●これまでには雇用保険適用事業所でない事業主団体は申請を行うことができませんでした。これからは申請を行うことが可能になります。

※申請する事業主団体は、会員企業に対する人材育成に継続的に取り組んでいる必要があります。

受講対象者の範囲を拡大します。

●これまでには受講対象者を会員企業の従業員に限定していましたが、会員企業以外の企業の従業員も受講できるようになります。

※受講者のうち一定数以上は会員企業の従業員である必要があります。

受講者数の要件を緩和します。

●これまでには受講者を「20人以上」確保して訓練を実施する必要がありましたが、この要件を「15人以上」に緩和します。

他の事業主団体と合同で実施できます。

●複数の事業主団体が合同で訓練を実施する取扱いを新たに設定し、比較的小規模な事業主団体も訓練に取り組めるようになります。

【お問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山形支部
山形職業能力開発促進センター（ポリテクセンター山形）
生産性向上支援訓練担当 TEL：023-686-2008



モバイル
サイト